

令和8年度予算に係る引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税の引き上げによる地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費は除く)」に充てることとされています。

- 【歳入】
- ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)

93,000 千円
- 【歳出】
- ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費

291,884 千円

単位:千円

事業名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町債	その他	引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会 福祉	福祉医療事業						
	・重度心身障がい(児)者等への医療給付	39,661	12,808	12,000		10,000	4,853
	障害者福祉事業						
	・養護老人ホームの入所措置費用	19,333			5,372	10,000	3,961
	児童福祉事業						
	・保育所入所児童委託費	92,777	67,250			21,000	4,527
	・認定こども園施設型給付費	107,314	74,926			30,000	2,388
							0
	小計	259,085	154,984	12,000	5,372	71,000	15,729
保健 衛生	疾病予防対策事業						
	・総合検診	7,998	498		6,000	1,000	500
	・各種予防接種	24,801	242			21,000	3,559
	小計	32,799	740	0	6,000	22,000	4,059
合計		291,884	155,724	12,000	11,372	93,000	19,788